

## 日本薬剤師会での新たな取組について

平成 18 年 6 月 13 日

(社)日本薬剤師会常務理事 飯島 康典

日 薬 業 発 第 1 5 号  
平成 18 年 4 月 19 日

都道府県薬剤師会会长 殿

日本薬剤師会  
会長 中西敏夫

### 「禁煙運動宣言」の改定について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会では、薬剤師は国民の健康を守る専門職として、禁煙の推進や受動喫煙の防止に積極的に貢献することが重要との観点から、平成 15 年 4 月 9 日の理事会において『禁煙運動宣言』を採択するなど、たばこ対策の検討・実施を進めてまいりました。

その間、平成 15 年 9 月 9 日には、第 63 回国際薬剤師・薬学連合 (FIP) 評議員会にて了承された声明「喫煙のない将来に向けての薬剤師の役割」において、「薬局内でのたばこ販売をやめさせること」が勧告され、また、平成 17 年 2 月 27 日には「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効されるなど、たばこ対策は世界的に拡大しております。

これらの状況に鑑み、本会では、国民の健康の維持・増進に貢献すべき薬剤師の職能団体として、たばこ対策への一層の取り組み姿勢を示すべく、下記のとおり「禁煙運動宣言」を改定することとし、平成 18 年 1 月 18 日の本会理事会にて了承されました。

また、来る 5 月 31 日は「世界禁煙デー」であり、厚生労働省では、世界禁煙デーに始まる 1 週間を「禁煙週間」と定めて普及啓発に注力しております。こうした取り組みにおいて、薬剤師には保健医療の専門家としての役割が期待されております。

つきましては、本件につき貴会会員にご周知賜りますよう、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

なお、本会といたしましても、ホームページへの掲載等を通じて、会員並びに国民への周知を予定しておりますので、申し添えます。

#### 記

(下線部追加)

### 禁 煙 運 動 宣 言

平成 15 年 4 月 9 日 理事会採択  
平成 18 年 1 月 18 日 一部改定

私達は、国民の健康を守るため、以下のような取り組みを進め、禁煙の推進・受動喫煙の防止に貢献します。

1. 国民の禁煙支援に積極的に取り組みます。
2. 特に妊婦・未成年者への禁煙啓発活動を行います。
3. 薬剤師の禁煙を徹底します。
4. 薬局・薬店内の禁煙を徹底します。
5. 薬剤師会館の全館禁煙を徹底します。
6. 薬局・薬店ではたばこの販売を行いません。

以 上

2003.4.9 理事会採択  
2006.1.18 一部改定

## 禁煙運動宣言

私達は、国民の健康を守るため、以下のような取り組みを進め、禁煙の推進・受動喫煙の防止に貢献します。

社団法人 日本薬剤師会

1. 国民の禁煙支援に積極的に取り組みます。
2. 特に妊婦・未成年者への禁煙啓発活動を行います。
3. 薬剤師の禁煙を徹底します。
4. 薬局・薬店内の禁煙を徹底します。
5. 薬剤師会館の全館禁煙を徹底します。
6. 薬局・薬店ではたばこの販売を行いません。